

知っていますか？ 産業廃棄物税について

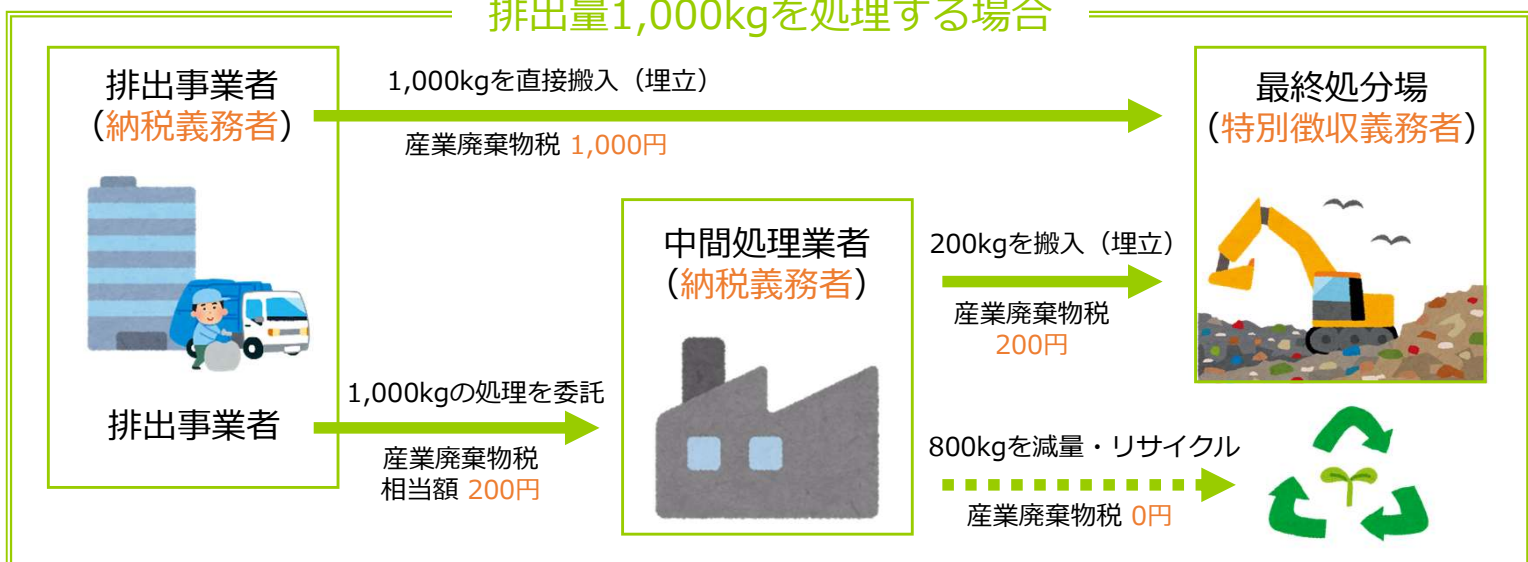
宮城県では、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用、その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、平成17年4月から産業廃棄物税を導入しています。

税の仕組み

産業廃棄物を最終処分場へ搬入する際に **1,000円／トン** を
最終処分業者を通じて宮城県に納めていただきます。

- 産業廃棄物税は、排出事業者に実質的な税負担をしていただくことを前提とした仕組みです。
- 最終処分場に直接搬入する場合に納税いただくほか、中間処理を経て最終処分場に搬入される場合でも、**中間処理業者に支払う処理料金に産業廃棄物税相当額が上乗せされている**こととなります。

排出量1,000kgを処理する場合



よくある質問 Q&A

Q.産業廃棄物税の納税義務者は誰ですか。

A.県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する県内外の排出事業者又は中間処理業者です。

Q.端数の処理はどうなりますか。

A.トン未満の重量は、小数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨てます。
税額は、円未満の端数は切り捨てます。

Q.消費税はどうなりますか。

A.産業廃棄物税に消費税はかかりません。一方、産業廃棄物税相当額を中間処理料金に上乗せされた分は、税そのものではないため、これには消費税がかかります。

Q.産業廃棄物の重量については、何により把握すればよいのですか。

A.最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量を測定することか基本ですが、容量から換算することもできます。
また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載された重量等により、当該産業廃棄物の重量を把握することもできます。

Q.税収はどのようなことに使うのですか。

A.税収は、循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の発生抑制、リサイクル促進に対する支援や、環境・リサイクル産業の育成振興、不適正処理対策の強化を図るための各種環境施策に活用します。

産業廃棄物税を活用した主な事業（令和2～6年度）

産業廃棄物の3Rに関する事業

○事業者支援／9億8,784万円 

環境産業コーディネーター派遣事業

個別企業を訪問し、廃棄物の3Rの課題解決や産産・産学マッチング支援などを実施

みやぎ産業廃棄物3R等推進設備整備事業

産業廃棄物の削減などの効果が期待できる設備機器などの導入支援
例) 今後、大量廃棄が想定される廃太陽光パネルのリサイクル設備の導入 (写真)



フードバンク支援事業

県内フードバンク団体の連携強化への支援やフードドライブ活動などを実施

○試験研究／1億3,119万円 

みやぎ産業廃棄物3R等推進研究開発等事業

企業などが行う3R推進のための研究開発などの取り組みを支援
例) 廃棄される漁網を活用したアスファルト舗装の技術開発



きのこ廃菌床を利用した野菜栽培資材の開発

きのこ生産で大量に発生する廃菌床をリサイクルして、ミニトマトやイチゴの養液栽培用の有機質培地としての使用を研究 (写真)

○普及啓発・環境学習／2億9,618万円 

循環型社会に貢献できる産業人材育成事業

工業高校での解体木造建築物の構造材再利用促進のための基礎的研究などを支援



海岸漂着物等地域対策推進事業

海岸漂着物の組成調査や、小学校での環境教育を実施 (写真)

産業廃棄物の適正な処理の促進に関する事業／6億9,209万円

産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業

保健所などに産廃Gメンを配置し、不法投棄などの監視体制を整備



産業廃棄物不法投棄監視強化事業

監視カメラを設置して監視体制を強化するとともに、ヘリコプターによる上空からの監視活動などを実施 (写真)

産業廃棄物税活用事業の概要や各年度の実績については、県のウェブページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanseisom/sanpaizei.html>



宮城県産業廃棄物税に関するお問い合わせ先

【課税制度に関すること】

宮城県 総務部税務課
仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁11階北側
電話：022-211-2324 FAX：022-211-2396

【税収の使途や産業廃棄物税基金に関すること】

宮城県 環境生活部環境生活総務課
仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁13階南側
電話：022-211-2521 FAX：022-211-2598